

函 競 事

令和 6 年（2024 年） 9 月 1 7 日

市議会議員各位

競輪事業部長

資料の配付について

このことについて、令和 6（2024）年度函館市自転車競走事業特別会計予算における事業収入のうち車券発売代金が、令和 6 年 9 月 1 8 日より開催予定の第 1 1 回後節において、既定予算額を超過することが見込まれ、払戻金などの直接必要とする経費の予算額にも不足が生じるため、令和 6 年 9 月 1 7 日付けで地方自治法第 2 1 8 条第 4 項および函館市特別会計条例第 2 条の規定により弾力条項を適用することといたしましたので、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 令和 6（2024）年度函館市自転車競走事業特別会計の弾力条項適用について

令和6(2024)年度函館市自転車競走事業特別会計の弾力条項適用について

- 令和6(2024)年度函館市自転車競走事業特別会計予算について、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額は、27,800,000千円ですが、年間開催日数68日のうち、47日終了した令和6年8月27日時点での実績額が、24,183,134千円に達しており、今後の見込額を加えると、車券発売代金決算見込額は、32,800,000千円となります。

このまま推移すると、第11回後節(9月18日～20日)において、既定予算額を超過し、払戻金などの直接必要な経費も増となり、歳出予算に不足を生じるため、令和6年9月17日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定(資料)により弾力条項を適用することとし、適用にあたっては、車券発売代金決算見込額に基づき、既定の歳入歳出予算額27,863,786千円に5,000,000千円を増額し、弾力条項適用後の歳入歳出予算の総額を32,863,786千円とするものであります。

- 弾力条項適用内訳

歳入

(単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額に係る 財源充当額	計
車券発売代金増	27,800,000	5,000,000	32,800,000
函館地区	(150,816)	(11,179)	(161,995)
電話投票	(3,831,174)	(347,265)	(4,178,439)
重勝式・臨時場外	(23,818,010)	(4,641,556)	(28,459,566)
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	63,786		63,786
歳入合計	27,863,786	5,000,000	32,863,786

歳出

(単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額	計
開催業務等委託料(債務負担行為分)増	1,214,026	218,350	1,432,376
臨時場外車券売場開設経費増	3,202,349	921,313	4,123,662
競輪振興法人交付金増	574,198	110,337	684,535
払戻金増	20,816,640	3,750,000	24,566,640
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	2,056,573		2,056,573
歳出合計	27,863,786	5,000,000	32,863,786

○ グレード別売上実績・見込額

GⅢ (記念競輪)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 4日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	44,750	50,885		50,885	6,135
電話投票(C T C)	802,500	889,231		889,231	86,731
重勝式・臨時場外	4,152,750	4,581,963		4,581,963	429,213
合 計	5,000,000	5,522,079		5,522,079	522,079

GⅢ (万博協賛ミリオンナイトカップ)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 4日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	19,900	25,114		25,114	5,214
電話投票(C T C)	481,500	535,282		535,282	53,782
重勝式・臨時場外	2,498,600	3,085,018		3,085,018	586,418
合 計	3,000,000	3,645,414		3,645,414	645,414

FⅠナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 12日間 B	見込額 6日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	52,782	33,001	19,528	52,529	△ 253
電話投票(C T C)	1,098,000	767,551	455,964	1,223,515	125,515
重勝式・臨時場外	6,049,218	4,677,907	2,779,070	7,456,977	1,407,759
合 計	7,200,000	5,478,459	3,254,562	8,733,021	1,533,021

FⅡナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 9日間 B	見込額 9日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	33,384	16,004	17,463	33,467	83
電話投票(C T C)	498,162	272,590	300,044	572,634	74,472
重勝式・臨時場外	3,468,454	2,115,388	2,328,384	4,443,772	975,318
合 計	4,000,000	2,403,982	2,645,891	5,049,873	1,049,873

FⅡミッドナイト

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 18日間 B	見込額 6日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風					
電話投票(C T C)	951,012	693,633	264,144	957,777	6,765
重勝式・臨時場外	7,648,988	6,439,567	2,452,269	8,891,836	1,242,848
合 計	8,600,000	7,133,200	2,716,413	9,849,613	1,249,613

総計

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 47日間 B	見込額 21日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	150,816	125,004	36,991	161,995	11,179
電話投票(C T C)	3,831,174	3,158,287	1,020,152	4,178,439	347,265
重勝式・臨時場外	23,818,010	20,899,843	7,559,723	28,459,566	4,641,556
合 計	27,800,000	24,183,134	8,616,866	32,800,000	5,000,000

○函館市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。

(3) 自転車競走事業特別会計 自転車競走事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条第3号に掲げる特別会計については，地方自治法第218条第4項の規定を適用することができるものとする。

○地方自治法

(補正予算，暫定予算等)

第218条第4項 普通地方公共団体の長は，特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので条例で定めるものについて，業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは，当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては，普通地方公共団体の長は，次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

○地方自治法施行令

(弾力条項の適用できない経費)

第149条 地方自治法第218条第4項に規定する政令で定める経費は，職員の給料とする。